

令和8年度
下堰・三百石堰地区
かんがい排水工事
00804－K05

特 記 仕 様 書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

仙北地域振興局農林部

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目		条件	内 容							
第1節 共通仕様書の適用		本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない								
第2節 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し							
		ある 発注者指定方式								
		ある 任意着手方式								
第3節 技術者の専任	●	ない 通常の契約工事	・専任を要しない主任技術者							
		ない 余裕期間設定工事								
		ある 通常の契約工事								
		ある 余裕期間設定工事								
第4節 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し							
		ある								
第5節 電子納品 ※電子納品運用ガイドライン等の運用（R7.9.5）	●		・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する							
第6節 工事施工調整会議 （三者協議）	●	ない	・対象なし							
		ある								
第7節 施工調査の対象工事 （歩掛調査） （間接工事等諸経費動向調査）	●	ない	・対象なし							
		ある								
第8節 施工手段等の指定 （契約指定事項）	●	ない	・指定事項なし							
		ある								
第9節 検査・品質管理関係										
1 中間検査	●	ない	・中間検査なし							
		ある								
2 段階確認		ない								
	●	ある	・共通仕様書第3編土木工事共通編「3-1-1-4 ■監督職員による確認及び立会等」に基づき段階確認を行う工種として、次の工種を追加するものとする。							
			<table><tr><th>工種</th><th>細別</th><th>確認時期</th><th>確認項目</th></tr><tr><td>ゲート設備</td><td>幹線ゲート</td><td>工場製作時</td><td>工場検査 （材料又は購入品、仮組寸法、塗装膜厚、動作状況等）</td></tr></table>	工種	細別	確認時期	確認項目	ゲート設備	幹線ゲート	工場製作時
工種	細別	確認時期	確認項目							
ゲート設備	幹線ゲート	工場製作時	工場検査 （材料又は購入品、仮組寸法、塗装膜厚、動作状況等）							
3 重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。							
		ある								
4 規格値		ない								
	●	ある	(1) 本工事に用いる規格値等は、農林水産省「施設機械工事等施工管理基準」によるものとするが、事前に施工計画書において準拠した基準を明記し監督職員の承諾を得るものとする。							

第10節 標準設計図	<p>(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和3年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。</p> <p>(2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。</p>		
第11節 現場技術員	●	ない	・配置なし
		ある	
第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない
		ある	
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について	<p>(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。</p> <p>①工事着手時点における雇用見込人数</p> <p>②月毎の雇用実績人数</p>		
第14節 週休2日制工事の対象	(1) 本工事は、秋田県週休2日制工事の対象外である。		
第15節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。
			(2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
第16節 情報共有システム（ASP）の利用	<p>(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ASP）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。</p> <p>(2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による。</p>		
第17節 地下埋設物の損傷事故防止	<p>・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。</p>		
第18節 架空線等上空施設の損傷事故防止	<p>・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。</p>		
第19節 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）	<p>(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は契約書第55条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。</p>		
第20節 その他特記事項 （余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし
		ある	
第21節 その他特記事項 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	●	ない	・対象なし
		ある	

<p>第22節 その他特記事項 (労働者確保に要する間接費の設計変更)</p>	<p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。</p> <p style="text-align: center;">営 繕 費： 借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">労務管理費： 労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>(2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>		
<p>第23節 その他特記事項 (現場環境改善費)</p>	<p>●</p>	<p>ない</p>	<p>・条件なし</p>
<p>第24節 その他特記事項 (1日未満で完了する作業の積算の適用)</p>		<p>ある</p>	<p>(1) 「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節59によるものとする。</p> <p>(2) 1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。</p> <p>(3) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」による。</p>
<p>第25節 その他特記事項 (運搬費及び準備費の設計変更)</p>	<p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">運 搬 費： 建設機械の運搬費 準 備 費： 伐開・除根・除草費</p> <p>(2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を通知するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書（様式1）」（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>		
<p>第26節 その他特記事項 (建設現場等の遠隔臨場に関する試行について)</p>	<p>(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。</p> <p>(2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。</p>		

第2章 材料

項 目	条件	内 容
第1節 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板	ない	
	● ある	・ 本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。
第2節 その他特記事項 （中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む） 3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。	

第2編 機械設備編

第1章 一般事項

項 目	内 容
第1節 一般事項	(1) 図面及び仕様書に記載していないために製作に疑義を生じ、また見解を異にするものがあるときは、監督職員と協議の上決定するものとする。
第2節 設計及び構造	(1) 設計一般 設計にあたっては、関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に即応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。 (2) 構造一般 構造については、設計図書に示される水位、水圧、気象条件及び荷重条件等に対して、強度、剛性を有し、耐久性に優れ、操作及び保守点検が容易なものとする。

第2章 工場製作

第1節 一般事項	(1) 本工事に使用する材料は、全て共通仕様書及び本特記仕様書の規格、基準に合致したものを使用すること。 (2) 本工事に使用する外注品は、JISまたはその他関係する基準、規格に合格した機器を使用し、その構造、性能、機能について責任を持つものとする。
第2節 製作	(1) 本工事に従事する工員は、熟練技能なるもので特に溶接に関しては、検定試験に合格した熟練者を従事させること。 (2) 各材料の切断は、全て切断機を使用するものとし、ガス切断機により受けた熱影響の部分は使用しないこと。 (3) 端曲げ変形、食い違いなどをハンマー打で修正しないこと。 (4) 溶接は、電気溶接で下向溶接を原則として連続溶接としなければならない。 (5) 溶接面は、溶接に先立ち錆塗料、残滓及び塵芥等の不純物を取り除くこと。 (6) 溶接部には、ヒビ割れ、気泡、スラブの巻込み、不整な波面等の欠陥があってはならない。
第3節 工場仮組立	(1) 工場仮組立は、関係寸法を正確に調整し、結合材には「合マーク」及び「番号」を付け、架設時に手違いのないようにしなければならない。 (2) 工場仮組立後は、速やかに現地へ搬入するものとする。

第3章 運搬・据付

第1節 一般事項	(1) 受注者は、承諾された設計図書及び工場での検査記録をもとに、規定の許容差内に正確に据付しなければならない。 (2) 据付に当たっては作業員の安全教育の徹底を図り、機材、足場、地盤の状態及び現場内の環境を点検し、人身事故並びに施設損傷等の絶無を期するとともに、保安設備標識を設け、第三者への防災にも万全の措置を講ずるものとする。
第2節 運搬	(1) 受注者は、各設備、機器の現場搬入の方法、時期について、事前に監督職員に輸送計画書を提出し、十分打合せを行わなければならない。 (2) 受注者は、各設備、機器の運搬過程において変形・破損が生じることのないように荷造りをしなければならない。 (3) 輸送にあたっては交通安全に留意し、関係法規を遵守しなければならない。
第3節 据付工事	(1) 据付に先立ち、監督職員の立合のもとに下部構造物の所定寸法及び位置の確認を行うものとする。 (2) 仮設備用機材または架設用機械等は使用条件を十分検討した設計を行い、特に材質、溶接等は十分慎重を期するものとする。 (3) 現場施工で完成後の出来形確認が困難な箇所については、あらかじめ監督職員の確認を受けてから次の工程に移るものとする。 (4) 機器の配置は、操作及び点検が容易なように配置するものとする。 (5) 機器の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように配慮すること。万が一損傷を与えた場合には、監督職員に報告するとともに、補修工法を打合せの上、受注者の責任で原形に復旧すること。 (6) 電気工事に係る許認可等の諸手続きの代行は、本工事に含む。

第4章 提出図書

第1節 承諾図書	受注者は、契約締結後、監督職員が指定する期日まで、次の承諾図書を事前に提出し、承諾を得なければならない。 (1) 製作仕様書 ① 機器製作、機械単体品、購入品等の規格・重量 ② 自社製品以外のリスト、メーカー、仕様、試験成績表 ③ 水理計算書、構造計算書及び材料計算書 (2) 施工計画書 (3) その他必要な図書
第2節 完成図書	受注者は、工事完了後に次に示す図書を一括ファイルして完成図書とし、提出しなければならない。 (1) 製作仕様書 (2) 据付仕様書 (3) 取扱説明書及び保守要領書 (4) ゲート機側操作盤、投込み式水位計に係る調整報告書 (5) その他監督職員の指示した図書

第5章 試験及び検査

第1節 一般事項	(1) 試験及び検査は、設計図書及び承諾図書により実施するものとする。なお、諸試験を行うに当たっては、あらかじめ試験実施要領等を作成し、監督職員と打合せのうえ実施するものとする。 (2) 試験、検査に要する費用については受注者の負担とする。
第2節 現場検査	(1) 現場据付時において、必要な検査がある場合には、事前に監督職員と打合せの上実施する。

令和8年度
下堰・三百石堰地区
かんがい排水工事
00804-K05

特 記 仕 様 書

秋田県仙北地域振興局農林部

第1章 総 則

下堰・三百石堰地区 かんがい排水工事 00804-K05（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するとともに、次の規格・基準に準拠するものとする。

- | | | |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 秋田県土木工事共通仕様書 | (秋田県) |
| 2 | 土地改良工事積算基準 | (農林水産省) |
| 3 | 水門鉄管技術基準 | (水門鉄管協会) |
| 4 | 日本工業規格 (JIS) | (日本規格協会) |
| 5 | 機械工事塗装要領 (案)・4 同解説 | (日本建設機械化協会) |
| 6 | 労働安全衛生規則 | (厚生労働省) |
| 7 | 労働基準法 | (厚生労働省) |
| 8 | その他関連技術基準等 | |

第2章 工 事 内 容

1 目的

本工事は、下堰・三百石堰地区 に設置する工ゲート設備の製作・据付を行うものである。

2 工事場所及び施設位置

秋田県仙北郡美郷町金沢西根 地内

3 工事概要

(1) 幹線ゲート

【4号分水工】ステンレス製スライドゲート

B1900×H1000 3方水密 電動開操作付き 全更新 1門

4 除外工事

- (1) 土木工事（仮設工事費、水替え工事費、コンクリート工事費）
- (2) 冬期間の除雪費用

第3章 設 計

1 一般事項

図面及び仕様書に記載していないため、製作に疑義が生じ、また見解を異にすることがあるときは、監督職員と協議の上決定するものとします。

2 設計及び構造

- (1) 設計にあたっては、関係する諸基準、規格を遵守し、環境に調和した安全が確保できる設備を設計するものとします。
- (2) 構造については、設計図書に示される水位、水圧、気象条件及び荷重条件等に対して、十分な強度、剛性を有し、耐久性に優れ、操作及び保守点検が容易なものとします。

3 塗 装

- (1) 関連する規格、基準等を遵守し、塗装の劣化程度や周辺の環境を考慮し、現地調査を十分に行い、塗装状況を的確に判断するものとします。
- (2) 塗装設計にあたり、特別の塗料等を使用する場合はその詳細を明示するものとします。
- (3) 機器単体品については、メーカーの標準仕様とします。

4 設 計 仕 様

(1) 設計条件

① 幹線ゲート 4号分水工

門 扉 形 式	ステンレス製スライドゲート	
有 効 寸 法	純径間 1.900m×呑口高 1.000m	
門 数	1 門	
設 計 水 深	前面 1.000m	後面 0.000m
操 作 水 深	前面 1.000m	後面 0.000m
水 密 方 式	後面 3 方ゴム水密	
揚 程	1.600m	
使 用 部 材	SUS304	
腐 食 代	考慮しない	
た わ み 度	支間の 1/800 以下	
開 閉 形 式	手動機側操作及び電動機側操作（2 本スピンドル式）	
操 作 力	人力 100N 以下	
許 容 応 力	水門鉄管技術基準	

5 塗装仕様

(1) 表面処理

- ① コンクリートに接する部分、ステンレス部分及び機械加工部分を除き金属部は全て素地調整を行った後、塗装を行うものとします。また、ステンレス部分は酸洗いをを行うものとします。
- ② 塗装は原則として工場塗装とするが、現場施工上支障となる場合は現場塗装ができるものとします。

(2) 塗装

- ① スライドゲート開閉機はメーカー標準値とします。

6 電気機器仕様

① 盤関係機器構造

電気機器及び盤類は周囲温度 - 5℃～+40℃、相対湿度 45%～85%（結露は発生しない）で支障のないものとし、屋外機器構造とする。

② 機側操作盤

機側操作盤の仕様は、次の通りとする。

面数；1 門 1 面

構造；前面扉後面固定

型式；屋外閉鎖自立型

装備器具；名称銘板	1 式
操作開閉器	1 式
故障表示灯	1 式
非常停止開閉器	1 式
操作表示灯	1 式
開度指示表	1 式
投込式水位計	1 式
その他必要品	1 式

③ 運転フロー

手動操作；機側にて動作ボタンを押して操作。

上限下限ともにリミットスイッチを利用し動作終了とする。

自動操作；投込式水位計を使用し水位を感知。定水位を 5 秒間検知し、上限動作を 10 秒間したのち停止。再び定水位を 5 秒間検知しますと再動作。左記動作は水位が定水位より減少するか上限リミットスイッチに達するまで繰り返し動作をおこなうものとする。

7 構造細目

主な設備の構造は、秋田県土木共通仕様書によるほか、以下の通りとします。

① ゲート

ア) 扉体は水圧荷重や自重、地震時荷重等に対し安全な構造とします。

イ) 側部水密部は、水圧による扉体のたわみや伸縮に対して水密が保持できる構造並びにゴム形状とします。また、水密ゴム取替えが容易な構造とします。

② 戸当金物

ウ) 戸当金物は、扉体に作用する荷重に対して十分な剛性を有するとともに、荷重を安全にコンクリート躯体は伝達し得る強固な構造とします。

エ) 側部水密板は、必要な水密が確実に保持できるような均一な平滑度を有し、水密ゴムとの接触による摩耗あるいは接水による腐食の生じがたい材料を用い、かつ外力に対応できる強度と十分な剛性を有する構造とします。

オ) 戸当金物は据付時のコンクリート充填が容易な構造とします。

③ 開閉装置

ア) 手動操作はハンドル式とし、操作人力が 100N 以内で操作できるものとします。

イ) スピンドルはステンレス鋼製とし、引張荷重及び巻上時の座屈荷重に対して十分な強度を有するものとします。

ウ) ゲート開閉度を示す開度指示計を取り付けるものとします。

第4章 輸 送

- 1 輸送のための分割は、必要最小限にとどめ必要に応じマークを付けるものとします。
- 2 嚴重に荷造りし、変形破損等の事故のないように運搬するものとします。
- 3 輸送費は自社工場から現地間までとします。

第5章 据 付

- 1 現場の据付にあたっては、責任者を常駐させ、作業の進捗並びに對外折衝にあたるものとします。
また、関係法令を遵守し十分な保安対策を講じて災害防止に万全を期するものとします。
- 2 現地にて製品を仮置きする場合は、直接地面に接することのないようにするものとします。また、他の製品と接触などの損傷が起こらないように防護するものとします。
- 3 工事現場の周辺既設構造物に対しては、損害を与えないよう適切な措置を講ずるものとします。
- 4 据付に先立ち、コンクリート工事において箱抜き、その他の処置を必要とするときは、あらかじめ必要な図面を提出し監督員の承諾を得るものとします。
- 5 据え付け工事に必要な仮設備、機器類は請負者が一切を負担するものとします。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編 第1章 総則

項 目	内 容		
第1節 積算基準	<p>(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。</p> <p>(2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良工事積算基準（土木工事）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算基準（施設機械）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算基準（機械経費）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算マニュアル（土木工事）令和8年度版（一社）農業農村整備情報総合センター ・農業農村整備工事等標準積算基準書 令和8年10月以降適用 秋田県農林水産部 		
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第2編 現場説明事項 第1章 条件明示

第1節 工程関係																
1 他工事との関連事項		ない														
	●	ある	(1) 本工事で据付工事を予定している分水工の施工は、別件工事により発注する予定です。													
2 施工時期、時間・施工方法の制限事項		ない														
	●	ある	(1) 作業時間帯の設定 本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとします。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議してください。													
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種又は種別・細別</th><th colspan="2">時 間 帯</th><th rowspan="2">期 間</th></tr> <tr> <th>作業開始</th><th>作業終了</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲート設備据付</td><td>8時00分</td><td>17時00分</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 本工事について、関係機関等から施工時間帯等の制約を受けた場合には別途協議します。</p> <p>(3) 本工事について、建設機械及び資材の搬入・搬出は、通勤・通学時間帯を避けて行って下さい。</p>	工種又は種別・細別	時 間 帯		期 間	作業開始	作業終了	ゲート設備据付	8時00分	17時00分				
工種又は種別・細別	時 間 帯		期 間													
	作業開始	作業終了														
ゲート設備据付	8時00分	17時00分														
3 関係機関との協議事項		ない														
	●	ある	(1) 施工にあたり関係市町村（仙北郡美郷町）及び関係機関（秋田県南旭川水系土地改良区）と連絡調整を図って下さい。													
4 部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし													
		ある														
第2節 用地関係																
1 用地の制限に関する事項		ない														
	●	ある	(1) 工事の施工上必要な作業用地等を農地に求める場合、農地法第4条及び第5条に基づく「農地の一時転用」が必要となります。事前に関係市町村、農業委員会等と調整を図り、この結果（写し）を監督職員に報告して下さい。													
第3節 公害関係																
1 施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし													
		ある														

2 事業損失に関する事項	●	ない	・事前・事後調査なし													
		ある														
3 第三者に対する措置	(1) 地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2) 公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3) 汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。															
第4節 安全対策関係																
1 交通誘導員に関する事項		ない														
	●	ある	(1) 一般交通の支障となる箇所には交通誘導員を配置し、交通安全に努めて下さい。なお、現場状況、施工方法、関連工事との調整及び地元関係者・警察との協議により変更の必要が生じた場合には設計変更の対象とします。													
2 交通安全に関する事項	●	ない	・対象なし													
		ある														
3 架空線等上空施設について （発注時に架空線等上空施設を把握している場合）	1. 本工事範囲内にある架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地踏査及び上空施設管理者との協議により確認するものとする。 2. 本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>施設の種類</td> <td>管理者</td> <td>条件等</td> <td>貸与する資料</td> </tr> <tr> <td>電柱、架空線</td> <td>東北電力、NTT</td> <td>移設</td> <td>電柱調書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				施設の種類	管理者	条件等	貸与する資料	電柱、架空線	東北電力、NTT	移設	電柱調書				
施設の種類	管理者	条件等	貸与する資料													
電柱、架空線	東北電力、NTT	移設	電柱調書													
4 その他に必要な安全対策	●	ない	・対象なし													
		ある														
第5節 工事用道路関係																
1 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし													
		ある														
2 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし													
		ある														
第6節 仮設備関係																
1 仮設備の設置	●	ない	・設置なし													
		ある														
第7節 工事支障物件関係																
1 支障物件等に関する事項	●	ない	・支障物件なし													
		ある														
第8節 建設副産物関係																
1 建設リサイクル法の対象工事	●	ない	・適用なし													
		ある														
2 建設副産物の排出 （特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事）	●	ない	・現場外搬出なし													
		ある														
第9節 濁水処理及び薬液注入関係																
1 濁水処理に関する事項		ない														
	●	ある	・工事施工に伴う汚濁水の排水に関しては「農業農村整備事業における泥水流出対策実施要領」を遵守し、下流域の実態について十分配慮して施工を進めて下さい。													
2 薬液注入の施工	●	ない	・施工なし													
		ある														

第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱			
1 設計変更の手続き	・土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。		
2 契約変更の手続き	・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。 ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。		
3 軽微な設計変更	・軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。 (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの (2) 工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の30％又は1千万円をこえるもの		
4 設計変更において追加が予想される事項		ない	
	●	ある	・本工事の設計変更において、追加が予想される事項は次のとおりです。 (1) 設備機器類の規格、数量等の変更 (2) 付帯設備機器類の増減、追加 (3) 据付工事が必要となる資材、材料等の追加
第11節 その他			
1 工事現場発生材 (工事現場再利用品) (建設副産物処理対象)	●	ない	・再利用品又は発生品なし
		ある	
2 その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	●	ない	・対象外
		ある	
3 その他条件 (女性技術者活躍モデル工事)		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(受注者希望型) ・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 (1) 快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。
			(2) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。
4 その他条件	●	ない	・条件なし
		ある	